

サービス等利用計画について

平成24年4月から、障害福祉サービスをご利用になるすべての方に“サービス等利用計画”が必要になりました。以前からサービスをご利用になっている方についても、更新時などにサービス等利用計画を随時導入していきます。

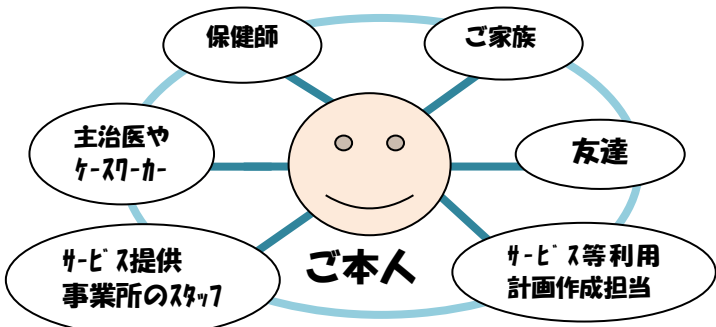
★サービス等利用計画って何？

生活や仕事、趣味、家族との関係などこれからのご希望をお聞きし、現在の状況をふまえて作る計画です。福祉、保健、医療、教育、仕事、住まいなどの総合的な視点から、ご本人らしくいきいきとした生活を送るために作成する、ご本人のための計画です。（介護保険でいうケアプランと同じようなものです。）

また、その後サービスを有効にご活用いただけているか定期的に確認し、計画を見直していきます。（モニタリングといいます。）

サービス等利用計画を作成すると たとえば…

ご本人のご希望をお聞きし、みんなでご本人の力が引き出されるよう支援する「応援計画」です。



★サービス等利用計画は

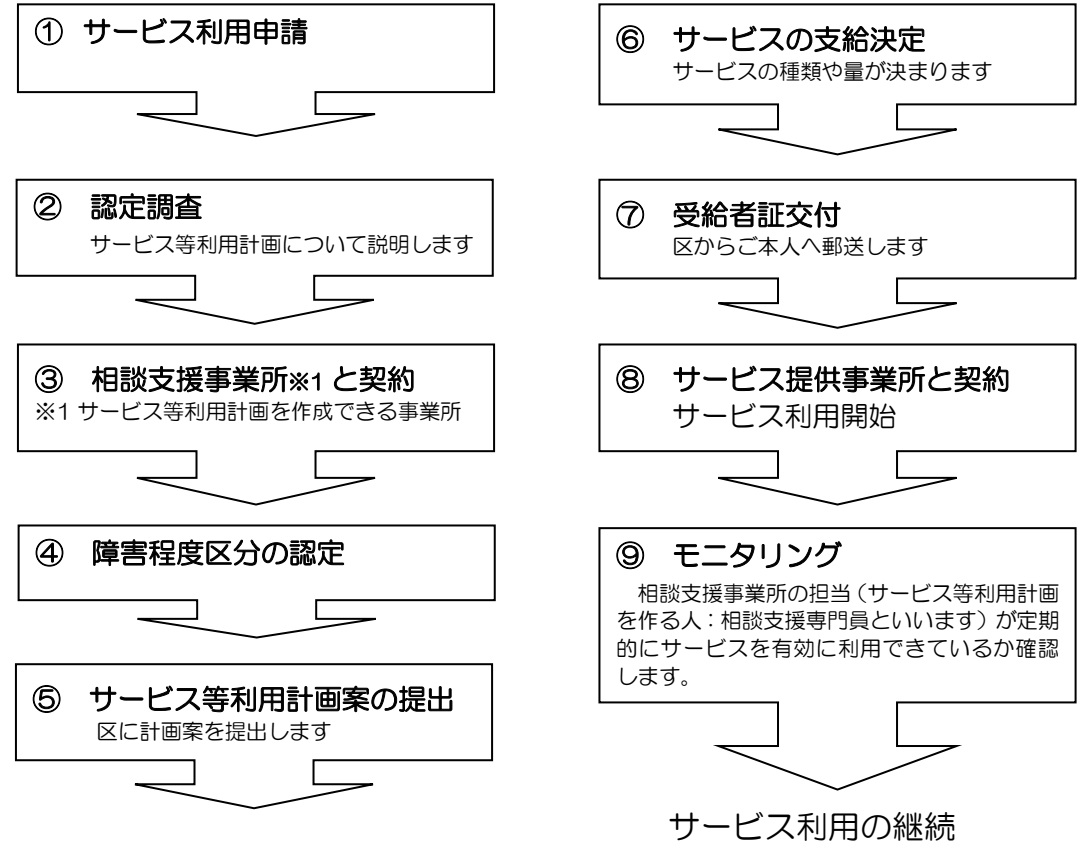
だれが作るの？

相談支援事業所の相談支援専門員が作ります。事業所一覧からどこに頼むか決めてください。自分で作成することもできます。

★費用はかかるの？

計画作成やモニタリングは無料です。ただし、交通費等の実費に関しては自己負担です。

★障害福祉サービス・サービス等利用計画の利用の流れ



サービス等利用計画を利用するメリット

手続きやサービスはわかりにくいことが多いけど、相談支援専門員さんから説明をもらえるから安心。

定期的にモニタリングを受けることで、自分のことを振り返ることができるようになった。

困ったことや、やりたいこと、目標について一緒に考えてもらえる。

色んなサービスを提案してもらえてよかった！

自分の目標や希望に基づく計画なので、必要なこと、望むことに沿ったサービスを受けることができた！

計画をもらえるから、後で見返すことができてわかりやすい！

例えば…江戸川花子さんの サービス等利用計画・障害児支援利用計画								
利用者氏名(児童氏名)	江戸川 花子	障害程度区分		相談支援事業所名	〇〇〇相談支援事業所	計画作成担当者	小松川 太郎	
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者				
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号						
計画作成日		モニタリング期間(開始年月)		利用者同意署名欄				
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	仕事をして、好きな歌手のコンサートにもっと行きたい！でも、生活リズムが崩れやすいので、仕事ができるか心配。							
総合的な援助の方針	就労支援と、本人の希望を聞き生活が充実していくよう支援する。							
長期目標	仕事も趣味も充実させる。							
短期目標	就労についての本人の考えを確認し、就労支援の方法を一緒に考えていく。							
優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名(担当者名・電話)	課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
1	将来的に仕事をしたい	どんな仕事をしたいか一緒に考え、情報提供する	1年	・就労移行支援事業所 △△月～金 10～15時 ・相談支援事業所	△△担当: 葛西さん △△担当: 小松川さん	仕事についてのイメージや、やりたいことなどを相談していく。	3か月	まずは事業所に慣れることを優先する。
2	夜更かしをして、よく体調を崩してしまう	体調やストレスにより、生活リズムが崩れないやり方考える。	3か月	・就労移行支援事業所 △△月～金 10～15時	△△担当: 葛西さん	遅刻しないようにする。遅刻の理由を伝える。	3か月	
			3か月	・毎朝8時に起き、カーテンを開ける ・決まった時間以内服する ・寝る前にホットミルクを飲む	●●健康サポートセンター 篠崎保健師	保健師と一緒に、生活リズムが整う方法を考え、試してみる。	3か月	どうしても生活リズムが整わない時には、主治医に相談する。

◎制度についての問合せ	電話
障害者福祉課 身体障害者相談係	5662-0052
障害者福祉課 愛の手帳相談係	5662-0053
江戸川保健所 保健予防課精神保健係	5661-2465

江戸川区内の相談支援事業所

平成26年3月1日現在

「障害者総合支援法」、「児童福祉法」に基づく指定を受けた事業所です。

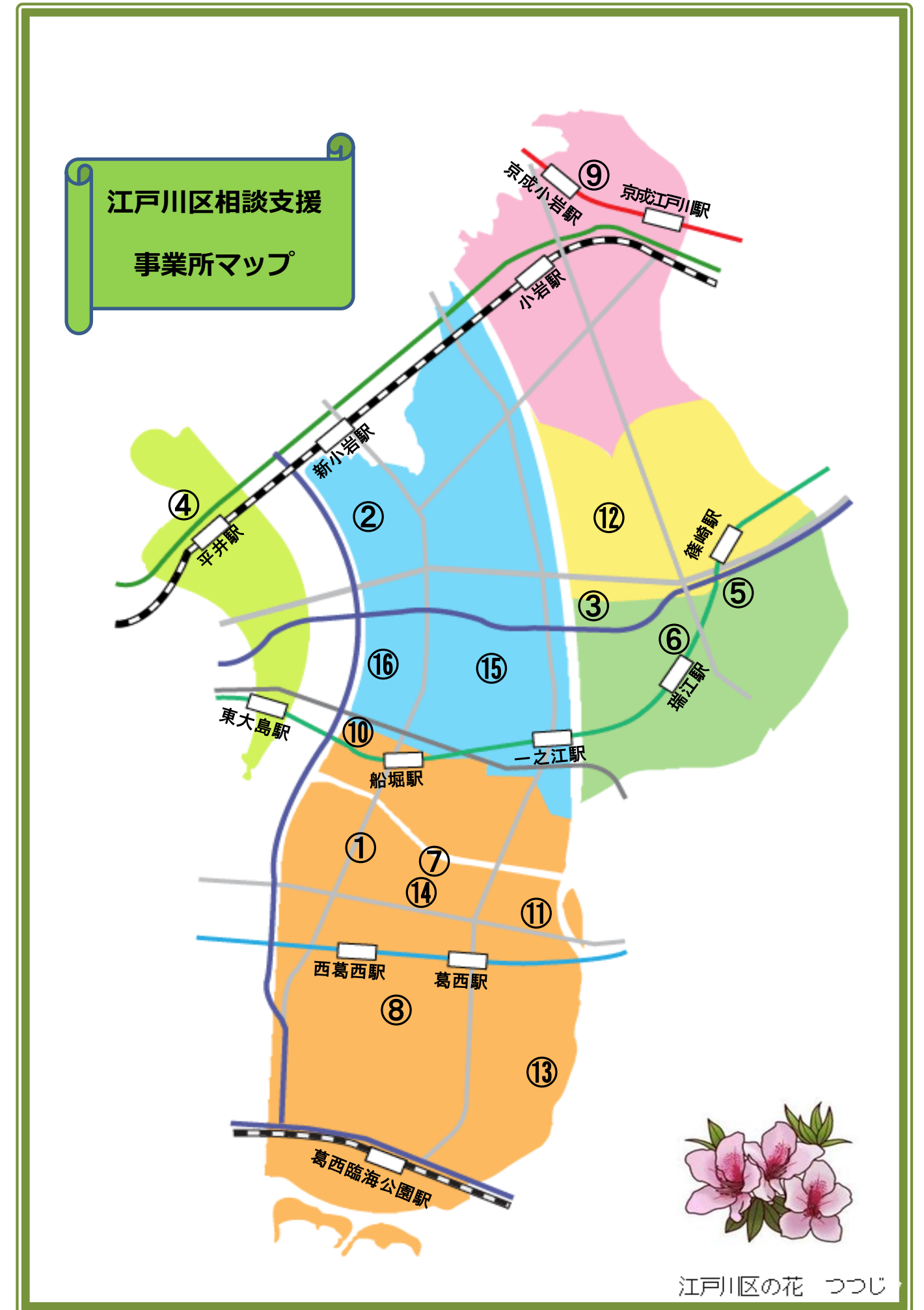
《事業所種別》

特……「指定特定相談支援事業所」の略。

児……「指定障害児相談支援事業所」の略。(18歳未満の方が対象)

般……「指定一般相談支援事業所」の略。地域移行支援、地域定着支援及び一般的な相談を行います。

地図	事業所名	連絡先	所在地	事業所種別
01	特定非営利活動法人 江戸川在宅支援グループ	電話 5605-8195 FAX 5605-4061	〒134-0082 宇喜田町1486-3	特 児
02	地域活動支援センターえどがわ	電話 5879-0708 FAX 3655-9393	〒132-0031 松島3-46-10 かとりコーポ101	特 児 般
03	地域活動支援センター はるえ野	電話 5664-6070 FAX 5664-6071	〒132-0003 春江町2-41-8	特 児 般
04	相談室くくるん	電話 3611-7060 FAX 5655-7054	〒132-0035 平井5-14-10 協和物産平井駅前ビル3階	特 児 般
05	特定非営利活動法人 あい・江戸川区民支援センターCCM	電話 3678-3139 FAX 3678-3139	〒133-0061 篠崎町5-8-11	特 児 般
06	STEPえどがわ	電話 3676-7422 FAX 3676-7425	〒133-0065 南篠崎町3-9-7-1階	特 児
07	地域活動・相談支援センターかさい	電話 5679-6445 FAX 3877-1681	〒134-0083 中葛西2-8-3 2階	特 児 般
08	相談支援センター ハート花きりん	電話 3869-1731 FAX 3869-1732	〒134-0083 中葛西6-10-8 コンフォール中葛西403	特 般
09	トロールケアサービス	電話 5612-1306 FAX 5612-1308	〒133-0051 北小岩5-1-9	特 児 般
10	相談支援センターくらふと	電話 5679-6360 FAX 5679-6361	〒134-0091 船堀1-4-14 サニーハイツ103号	特 児 般
11	ほうりん 蜂 輪	電話 6808-4814 FAX 6808-4815	〒134-0084 東葛西2-34-3 ハイツL202号室	特 児
12	相談支援センター むくむく	電話 5636-5131 FAX 5636-5133	〒133-0073 鹿骨1-56-1	特 児
13	相談支援 NPO 虹の会	電話 3686-4477 FAX 3686-4604	〒134-0085 南葛西7-2-3	特 児
14	「まある」相談支援事業所	電話 050-3754-7526 FAX 6231-5227	〒134-0083 中葛西1-39-12	特 主たる対象 :知的障害者
15	にじいろ介護一之江相談支援事業所	電話 5879-3820 FAX 5879-3924	〒132-0013 一之江3-2-2 一之江Sビル202号室	特 児
16	相談支援センター ぽこ・あ・ぽこ	電話 6231-4278 FAX 6231-4279	〒132-0033 東小松川2-31-6 レジデンシャル五洋103号	特 児 般



【お願い】 依頼・相談にあたっては、必ず事前に電話で予約してください。